

令和7年度（2025年度） 事業報告書

2025年4月1日から
2026年3月31日まで
公益財団法人 東京エムオウユウ事務局

第1章 はじめに

国際海運では早くから航海自由の原則が確立され、船舶の国籍を問わず国際航路に参入できるようになっています。このため、競争が激しくなるとともに、船会社は所有船の船籍を優遇税制等の措置により船舶の誘致・置籍を図っている国(便宜置籍国)に置き、コスト削減を図るようになりました。

船舶の安全・環境保護に関する規制は、国際条約に基づき、船舶が船籍を置く国(旗国)が第一義的責任を負っています。しかし、初期の便宜置籍国は、条約で定められた安全・環境保護規制を実施するための十分な能力を持たず、便宜置籍国の船舶が世界各地で事故を起こし、油流出による海洋汚染や沈没による航路障害を引き起こしました。1978年には便宜置籍国に船籍を置く巨大タンカーが操舵装置の故障からフランス沖で座礁し大量の原油を流失、沿岸国に多大の被害をもたらしました。

事故の影響を被った欧州各国は、寄港する外国船舶が国際基準に定められた要件に適合しているかを確認する必要があるとの認識を持ち、国際条約上認められた Port State Control (PSC: 寄港国船舶検査) と称される立入検査によりこの確認を行うこととしました。しかしながら、PSCを着実に実施していくためには、次のような問題がありました。

1. 近隣の港湾間で、検査内容に差異があると、例えばA港が厳しく隣接するB港が安易なPSCを行えば船舶はB港に流れるといった、不適切な競争を招くおそれがあること。
2. 船側にとっては、寄港国毎に立入検査を受けることとなると円滑な運航に支障を来すこと。

これらを解決するには、地域内において統一的な手法によりPSCを実施するとともに、地域内のある港におけるPSCで問題ないと判定された船舶については一定期間同地域内ではPSCを実施しないなどの措置を講じるために地域内で検査結果を共有するといった国際協力が必要になります。このため、欧州各国は、1982年にパリで「PSCに関する地域協力に関する覚書 (Memorandum of Understanding)」(パリMoU) を採択しました。パリMoUにより欧州ではPSCが組織的に実施されるようになり、国際基準を満足しない船舶(サブスタンダード船) が減少しました。

国連の専門機関である国際海事機関(IMO)は、パリMoUの成果を踏まえ、他の地域でも同様の措置を講じることを促すため、「PSCに関する地域協力の促進に関する総会決議」を1991年に採択しました。これとほぼ同時期に日本がイニシアティブをとりアジア太平洋地域においても同様な国際協力の枠組みを構築するための検討が行われ、1993年に東京で「アジア太平洋地域におけるPSCの地域協力に関する覚書」(東京MOU) が採択されました。現在、日本、豪州、カナダ、中国、韓国等のほか、ベトナム、インドネシア等の発展途上国やバヌアツ、パプアニューギニア島の島嶼国を含めた22の国・地域のPSC実施当局が東京MOUの加盟当局になっています。

PSCに係る地域協力を実効あるものとするには、PSCに関する検査手法の統一、検査情報の共有、情報公開などに関する詳細を定めなければなりません。これには、加盟当局間の意見調整が必要になります。また、統一的な検査手法の徹底や検査情報システムの円滑な運用を図るためには、PSC関係職員に対する研修・訓練が必要になります。

本財団は、東京MOU加盟当局間の意見調整などを円滑に実施できるようにするためのMOU事務局事業と、各加盟当局のPSC関係職員の研修等を企画・実施する研修事業を行っています。なお、アジア太平洋地域には発展途上国も多く、東京MOUにより多くの国が参加できるように日本の民間資金(日本財団の助成金)を活用し各国の資金負担を軽減しています。

第2章 事業報告

1. MOU事務局事業

- .1 東京MOUには2025年度末現在22の国・地域のPSC当局が加盟しており、加盟当局責任者の会合であるPSC委員会を毎年ほぼ1回各当局持回りで開催しています。本財団は、PSC委員会の事務局の役割を担っており、委員会開催の日程調整、提案文書の回章、事務局提案文書作成及び委員会での説明、委員会報告書の作成等を行っています。2025年度は、2025年10月20日～23日に香港(中国)にて、22の加盟当局及び10のオブザーバーの出席の下、第36回PSC委員会を開催しました。本PSC委員会での主な決定事項等は、次のとおりです。

(1)集中検査キャンペーン(CIC)

2024年に実施した船員の賃金と雇用契約に関するCICの報告書を承認しました。また、2025年9月から11月にかけて実施したバラスト水管理に関するCICの実施状況の中間報告を受けるとともに、2026年に実施する貨物固縛方法に関するCICの実施方法及び2027年に実施する閉鎖区域への立入りに関するCICの実施について基本的に合意しました。

(2)検査キャンペーンの見直し

検査キャンペーンの実施方法の見直しに向け、これまでに火災安全、パイロット乗船装置及びEPIRBに関して試行実施した3つの重点検査キャンペーン(FIC)の結果報告を受けました。今後、パリ MoU との合同実施も含め、引き続き FIC を実施し見直しを進めていくことに合意しました。また、CLC 条約(油濁損害に関する民事責任条約)に関する FIC をパリ MoU と協調して実施することに合意しました。

(3)高評価及び低評価の船舶管理会社等の公表

船舶による関連条約の規定の順守をより一層促進するため、船舶管理会社等(DoCの会社)について、高評価の会社と低評価の会社をウェブサイト上で公表することに関し、これまでの試行的実施を踏まえて、2026年1月1日から正式実施を始めることに合意しました。

(4)新戦略行動5か年計画及び新技術協力実施5か年計画の決定

海事分野における昨今の動向を踏まえ、2026年から2030年までの戦略行動5か年計画を採択しました。また、2026年から2030年までの技術協力実施5か年計画についても、日本財団の継続的な支援に謝意を表しつつ採択しました。

(5)PSCガイドラインの採択・見直し

新たに、機関のメンテナンスに係る PSC 検査に関するガイドライン及びタンカーのイナートガスシステムに係る PSC 検査に関するガイドラインを採択しました。また、既存のガイドラインについて、IMO の条約の改正を踏まえた各種アップデートを承認しました。さらに、今後、各種ガイドラインの様式の統一化に向けたひな形の作成及び PSC 検査官の事故防止のための安全ガイドラインの作成を行うことに合意しました。

(6)旗国及び RO に関する新たな評価方法の実施時期

旗国及び RO の評価方法の変更(航行停止処分率をもとに、従来の統計学的方法による評価から平均値との乖離を単純計算により評価へと変更)の実施時期を2028年1月1日と決定しました。

(7)条約証書の不適切な有効期限延長

条約証書の不適切な有効期限延長に関する事例が報告され、関係業界への注意喚起及

び域内 PSC 検査官の統一した対応に関する検討を行っていくことに合意しました。

(8) 漁船のPSC検査

漁船に関する PSC 検査実施状況の報告を受け、今後、漁船に関する PSC 検査の継続的実施及び検査結果の APFISh(東京MOUの漁船に関する PSC 検査データベースシステム)への集積促進が必要とされました。

(9) 東京MOU事務局長の交代

東京MOU事務局長を9年間務めた久保田秀夫(くぼた・ひでお)に代わり、石原彰(いしはら・あきら)を事務局長に任命しました。久保田前事務局長について、これまでの東京MOUの活動への多大な貢献に謝意が表されるとともに、名誉事務局長の称号を授与しました。



第36回PSC委員会(香港(中国))

- .2 東京MOUでは、PSC委員会の会期間にインターネットを介し審議を行うための作業部会を設置しています。本財団は、メーリングリストの整備、部会討議への助言等を行い、作業部会が円滑に進捗するような支援を行いました。
- .3 2025年4月7日から11日にILO本部(ジュネーブ)にて開催されたILO第5回特別三者委員会(STC5)に東京MOUを代表してオンライン参加しました。
- .4 2025年4月14日から17日に開催された黒海MOU第25回PSC委員会、同年7月16日から18日に開催されたカリブ海MOU第30回PSC委員会、同年8月11日から15日に開催されたインド洋MOU第28回PSC委員会、同年9月30日から10月3日に開催された中南米MOU第30回PSC委員会及び同年10月6日から9日に開催されたアブジャMOU第15回PSC委員会にオンライン参加し、東京MOUの活動状況を報告するとともに各MOUの活動状況に関する情報を収集しました。
- .5 2025年5月1日、東京MOUの2024年の活動状況をとりまとめたAnnual Report 2024を公表しました。同ReportにはPSC委員会の決定事項、研修等の開催状況、加盟当局が実施したPSC検査データの概要、当該データに基づき作成した旗国、政府代行機関別のパフォーマンス一覧等が記載されており、本財団が原案を作成し加盟当局の了承を得て公表しています。
- .6 2025年5月26日から30日にマルメ(スウェーデン)にて開催されたパリMoU第58回PSC委員会に東京MOUを代表して参加し、東京MOUの活動状況の報告や集中検査キャンペーンの合同実施についての協議を行うとともに、情報交換を行いました。
- .7 2025年7月21日から25日までIMO本部(ロンドン)にて開催されたIMO第11回規則実施小

員会(III11)に出席し、東京MOUの活動状況について報告するとともにPSCに関する審議に参加しました。

- .8 2025年7月24日、上記 IMO/III11 の会期中に世界にある9つの地域 MOU 及び USCG 並びに IMO の参加により IMO 本部で開催された地域 MOU 連携会合に出席し、東京 MOU の活動状況を報告するとともに地域 MOU の連携に関する審議を行いました。また、同年11月11日に今後の地域 MOU の連携の在り方に関する検討をオンラインにて行いました。
- .9 2025年11月11日にインドにて IMO が開催したアジア地域海ゴミプロジェクトワークショップにオンライン参加し、東京 MOU の関連する取り組みについて講義を行いました。
- .10 PSC委員会で決定した基本方針に基づきPSC標準マニュアルの改訂作業を進め、2025年7月18日及び2026年1月6日に各国へ改訂版を送付しました。

2. 研修事業

アジア太平洋地域内で統一的にPSCを実施するため、本財団はPSC検査官等に対する研修・訓練を企画、実施しています。研修等の計画は、PSC委員会の意見を聴取し5年毎に見直しています。また、アジア太平洋地域には途上国も多いため、当財団が研修等に参加する途上国職員や途上国へ派遣する専門家の旅費などを支援しています。

- .1 加盟当局の要請により以下の専門家派遣事業を実施し、当財団は専門家派遣に係る旅費を負担しました。
 - (1) 2025年5月19～23日、日本からフィリピンへ専門家2名を派遣し、実務的研修(講義及び船上実習)を実施しました。30名のPSC検査官等が参加しました。
 - (2) 2025年6月16～20日、オーストラリア及びシンガポールからバヌアツへ専門家各1名を派遣し、実務的研修(講義及び船上実習)を実施しました。7名のPSC検査官等が参加しました。
 - (3) 2025年7月21日～25日、日本からベトナムへ専門家2名を派遣し、実務的研修(講義及び船上実習)を実施しました。40名のPSC検査官等が参加しました。
 - (4) 2025年8月11日～15日、中国からフィジーへ専門家2名を派遣し、実務的研修(講義及び船上実習)を実施しました。13名のPSC検査官等が参加しました。
- .2 2025年10月1日～2026年3月19日、第13回一般研修を実施しました。2025年10月1日～12月19日にDLP(遠隔学習プログラム)による事前学習を行い、事前学習を終了した研修生を対象に、2026年2月25日～3月19日、日本において、座学研修及び船上実習を行いました。本研修には、域内10カ国、域外8カ国から合計18名が研修生として参加しました。当財団は域内途上国からの参加者10名の旅費等、IMOは域外からの参加者7名の旅費等を負担しました。
- .3 検査実施方法の調和を図るため加盟当局のPSC検査官を他の加盟当局に派遣するPSC検査官交流事業を以下のとおり実施し、当財団はPSC検査官派遣に係る旅費を負担しました。
 - (1) 2025年6月30日～7月4日、シンガポールのPSC検査官を香港に1名派遣
 - (2) 2025年7月21日～25日、ニュージーランドのPSC検査官をチリに1名派遣
 - (3) 2025年8月2日～13日、マレーシアのPSC検査官をメキシコに1名派遣
 - (4) 2025年8月24日～31日、メキシコのPSC検査官をロシアに1名派遣
 - (5) 2025年11月24日～12月4日、日本のPSC検査官をオーストラリアに1名派遣
 - (6) 2026年3月2日～6日、チリのPSC検査官をカナダに1名派遣
- .4 2025年7月1日～2日、オンライン方式にて第34回セミナーを実施し、2025年の集中検査キャンペーン(バラスト水管理条約)のガイドライン等についての講義を行いました。同セミナーには63名(域内53名、域外10名)が参加しました。

- .5 2026年3月23～26日、第35回セミナーをダナン(ベトナム)にて実施し、最新のガイドライン等についての講義、事例研究等を行いました。同セミナーには39名(域内38名、域外1名)が参加しました。
- .6 2020年度に作成した、PSC関係条約等の規定内容を解説する一般研修事前学習用教材(24科目32教材)について、最新の条約改正を踏まえ所要の更新を行いました。

第3章 管理業務

1. 理事会及び評議員会

2025年度の理事会及び評議員会等の開催状況は、次のとおりです。

- .1 第35回理事会:2025年5月29日、議題＝2024年度事業報告案、決算報告案、定時評議員会の開催、報告事項＝業務執行理事職務状況報告
- .2 第20回評議員会:2025年6月18日、報告事項＝2024年度事業報告及び決算報告
- .3 第36回理事会:2026年3月18日、議題＝組織規程及び職員給与規程の改正並びに一時帰国休暇規程の制定、2026年度(令和8年度)事業計画案及び収支予算案、評議員会(書面)の開催、報告事項＝業務執行理事職務執行状況報告
- .4 第21回評議員会:2026年3月27日(書面):議題＝役員及び評議員の報酬等に関する規程の改正、退職(死亡)した評議員への退職慰労金の支給

2. 事務局組織

2025年度末の本財団組織図は、別添のとおりです。

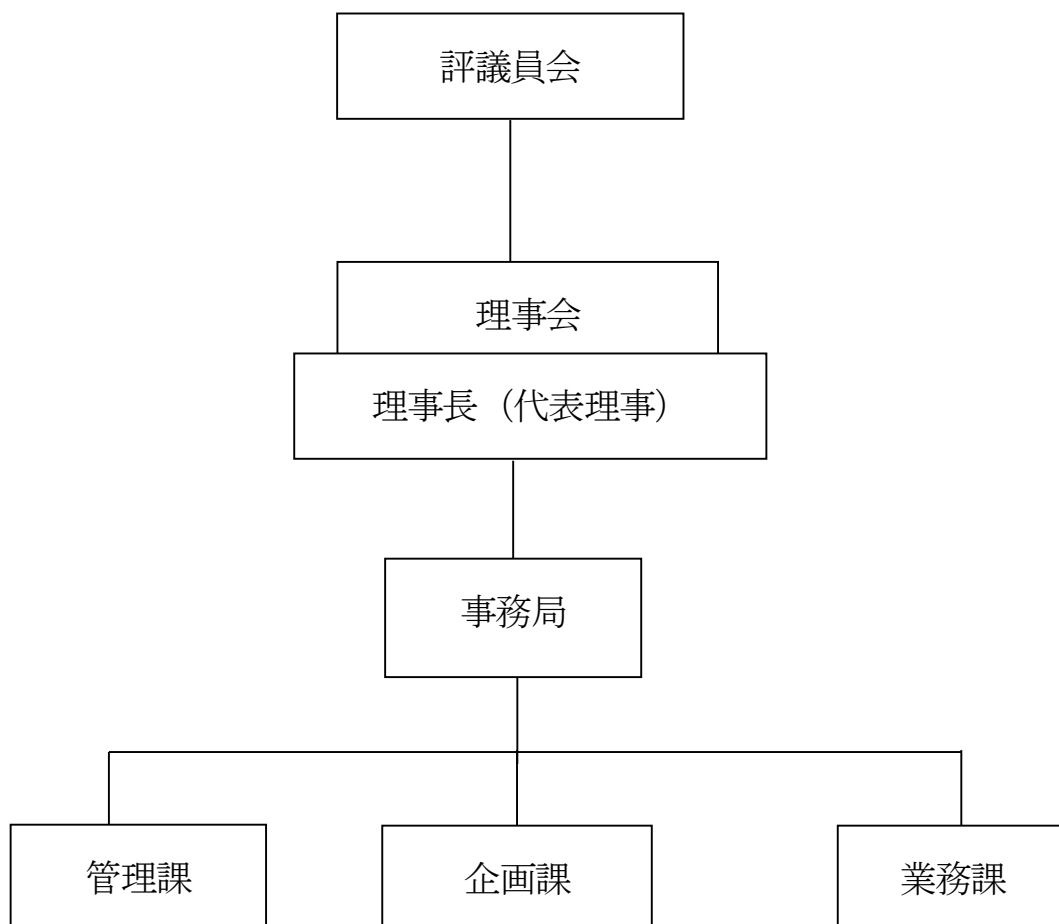
3. 財産等

- .1 2025年度末の基本財産は5千万円であり、長期国債で運用し満期保有目的債券としています。本財団の最も大きな財産である研修事業基金(2025年度末簿価:約17億4千3百万円)は、各種債券、公社債投信及び銀行預金で運用し時価評価をしています。
- .2 本財団の主な収入は、各国拠出金、日本財団助成金及び研修事業基金運用益です。

組 織 図

別添

2026年3月31日現在



<附属明細書の作成について>

上記の事業報告に関して、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第34条第3項に規定されている附属明細書によりその内容を補足すべき重要な事項はありませんので、附属明細書は作成しておりません。